

土地台帳に記された近代の自然災害への対応

赤石 直美*

I. はじめに

過去の災害を対象とした研究では、地質・地学的調査の成果や公の調査に基づいた災害記録が多く用いられてきた。その結果、災害の規模や被災状況、復旧・復興過程などが明らかにされてきた。今後、予想される災害への対策を考える際に、過去の災害経験は大きな教訓となる。ただし、それら歴史災害研究は、理工系の分野が中心となっており、人文系では決して盛んであるとはいえなかった。近年、ようやく北原糸子を中心として、研究の蓄積が進みつつあるところである¹⁾。例えば、北原は近代における国や行政の自然災害への対応について述べている²⁾。人的救済を中心とした災害救済法に着目すると、災害により一時的窮民となった者に対し、明治13(1880)年に中央政府と地方が一定の割合で負担する備荒儲蓄法が、その後明治32(1899)年には罹災救助基金が制定されたとされる。

こうした災害による被災者の救済そのものを対象とした法律の他に、自然災害で被災した土地の地租を免除するというものがあった³⁾。それは、地租に関する情報を土地一筆毎に記録した土地台帳、そして、その地租の法的根拠となる地租条例(明治17(1884)年)や地租法(昭和6(1931)年)の内容を読み解くことで理解できる。そこで、本稿は地租条例・地租法の内容に着目し、それらが実際にどのように施行されたのかを土地台帳にて検証し、近代日本における国や行政の災害への対応の一端について述べる。

土地台帳は、過去の景観や土地利用を復原する際に活用されてきた⁴⁾。土地台帳に記された地目の履歴と地籍図を照合させることで、過去のある一時期の土地利用が土地一筆という極めて詳細なレベルで復原されてきたのである。加えて、過去の土地所有の状況とその変化等も分析され、土地利用の変化と地域の社会構造的な問題と

の関係が明らかにされてきた。そこで、災害で地租が免除された例がどの程度あったのかを、土地台帳で確認しつつ、それを土地一筆毎に復原することで被災空間のミクロな分析が可能となると考える。実際に筆者は、土地台帳を用いて京都市左京区大原上野町における昭和10(1935)年の水害時の被災空間の復原を試みた⁵⁾。ただし、そこでは土地台帳の記載事項の基準となる地租条例、及び地租法で定められた内容を加味するまでには至っていなかった。本稿では、地租条例と地租法における災害時の対応について述べたうえで、それらの施行状況を改めて土地台帳の記載にて確認する。ただし、それぞれの法律が定められた経緯やその内容の詳細に関しては別に機会を設けることとし、本稿では地租条例や地租法の自然災害への対応に関わる部分にのみ着目する。

II. 地租条例・地租法に定められた災害時の対応

1 地租条例の内容

地租条例は、明治17(1884)年3月15日に公布された地租に関する法律であり、明治6(1873)年の地租改正条例を改めたものである。地租条例の内容で災害時の対応に相当するのは、「荒地免租」である。それは、有租地が荒地となった場合、一定の期間に限って地租を免除する際に使われた用語とされる⁶⁾。その際の荒地とは、「第一類地又ハ第二類ノ山崩、川欠、押堀、石砂入、川成、海成、湖水成等ノ如キ天災ニ罹リ地形ヲ変シタルモノ」と、第三条で定義されている⁷⁾。すなわち、荒地とは天災により被害を受けた土地のことであることがわかる。その他、地租条例における荒地免租に関する記述を取り上げると、資料1のようになる。

第二十条によれば、免租の期間は被害を受けた年から10年以内とされ、年期明けに元の地価に戻されたことがわかる。なお、後に免租の最大期間は15年に改正されている。ただし、第二十一条にあるように、年期が明けてもその土地の状況が元の地価に相当する状態に戻っ

* 立命館大学衣笠総合研究機構ポスドクフェロー

ていなければ、10年以内で7割以下（後に15年以内7割以下）の低価年期が定められたとされる。低価年期が明けたときも、元の地価の価値まで復旧していない場合や、復旧のめどが立たず他の地目に変更する場合は地価の修正を行うとある。加えて、第二十三条に、免租年期が明けても未だ荒地の状態であったならば、さらに10年以内（後に15年以内）の免租年期を定めたようであり、それでも元の地価に相応する状況でなければ、第二十一条・二十二条に依拠するとされていた。地租条例では免租期間の上限を10年（後に15年）と定めてはいるものの、土地の復旧が遅れた、あるいは復旧できなかった際には地価を変更するなどの、実情に即した対応がなされていたといえる。

2 地租便覧の内容

地租条例の施行方法の詳細を知るため、ここでは、地租条例の解釈運用を目的として明治19（1886）年に大蔵省主税局によって編さんされた『地租便覧』の記述に注目したい⁸⁾。

まず、地租便覧における荒地の定義は、「〔山崩〕トハ風雨震災等ノ節一類地、二類地へ山崩レ落ちタルモノ〔川欠〕トハ川端ノ地、川ニ欠ケ込ミタルモノ〔押堀〕トハ出水ノ為メ土地ノ掘レテ凹処ヲ生シタルモノ〔石砂入〕トハ石砂ノ流レ込ミタルモノ〔川成〕〔海成〕〔湖水成〕トハ洪水又ハ風潮ノ為メ川トナリ海トナリ湖トナリタルモノヲ謂フ」であり⁹⁾、地租条例よりも具体的な記述となっていた。

有租地が自然災害によって荒地となった場合、土地所有者が免租年期を出願し、それに基づいて、損害の程度や復旧の難易度などから年期が認定され、荒地免租の取り扱いとされた¹⁰⁾。その免租の期間を定める方法の一部を抜粋すると、「実地検査ニ臨ミタルトキハ先ツ其地形ヲ携帶ノ絵図面ニ照ラシ人民申出ノ箇所ニ相違ナキヤ否ヤヲ調査シ面シテ土地損害ノ深淺ニヨリ年期ノ當否ヲ検ス可シ此場合ニ於テ人民ノ申立總テ其當ヲ失シタルト認ル時ハ再調ヲ論示ス可シ若シ當否相混淆スル時ハ其否ナルモノヲ訂正セシムヘシ」とされていた。当然のことではあるが、届出の内容に基づき検査員による原地調査が行われ、免租の期間が定められていたのである¹¹⁾。地租便覧によると、荒地の免租期間は資料2のように設定されていた¹²⁾。資料2から、被災内容に応じて長・中・短期の免租期間が定められていたことがわかる。

ところで、自然災害で被害を受ければ、いかなる土地

でも免租の対象となったのかということ、そうではなかった。『地租便覧』には、「沿海ノ耕宅地等怒濤逆浪ノ為メ家屋ヲ流失スルカ又ハ汐入トナリテ作物悉ク腐敗ト雖地形ヲ變セサルモノハ荒地トシテ免租スルノ限ニ非ラス」と記されている。具体的には資料3のように定められ、免租の対象となるか否かは、自然災害によって地形が変えられたことが条件となっていた。すなわち、洪水によって家屋が破壊され流された、あるいは浸水のため作物が腐敗してしまっても、土地が原型をとどめていれば、免租の対象とはならなかったと考えられる。

3 地租法の内容

地租法は、昭和6（1931）年3月31日に公布されたものであり、この時に地価制度から賃貸価格制度となった¹³⁾。地租法の内容をみると、第二章の土地の移動に関する部分の第五節に、荒地免租についての記述がある¹⁴⁾。第五十四条に「本法ニ於テ荒地ト称スルハ災害ニ因リ地形ヲ變ジ又ハ作土ヲ損傷シタル土地ヲ謂フ」とされている。これは、地租条例と同様のことを指しているといえる。続く、第五十五条～第六十四条には、荒地免租の期間に関する規定が記されている（資料4）。

地租法では、免租の年期は最長15年であり、それでも土地の復旧が終わっていなければ、更に15年以下の年期延長を許可するとなっていた。第五十五条によると、災害で海や湖、河川のような状況になってしまった場合、20年の年期延長を許可したとされ、それでも復旧できなかった時には海、湖、河川とみなすことになっていたようである。そのような荒地免租年期の許可を受けたい場合は、税務署長に申請することになっていた。

先の地租条例と比較すると、まず荒地の定義について、地租条例では、「山崩」「土砂入」といった具体的な被害状況まで挙げられていたのに対し、地租法では簡潔な記述となっていた。免租の期間の延長の基準についても、地租条例の方が詳細に設定されていた。

さらに、地租条例と異なる点は、荒地免租に加え、第三章に災害地免租と具体的に災害に対応した部分があることである。第六十五条に「北海道又ハ府県ノ全部又ハ一部ニ瓦ル災害又ハ天候不順ニ因リ収穫皆無ニ帰シタル田畑ニ付テハ納税義務者ノ申請ニ依リ其ノ年分地租ハ之ヲ免除ス」とあり、荒地免租とは異なる形で、被災した年の地租が免除されたようである。

以上のように、地租条例、地租便覧、そして地租法から、土地が自然災害の被害を受けた場合、荒地免租と称

し被害の程度に応じて一定の期間のみ地租が免除されていたことがわかった。荒地免租は、土地所有者すなわち納税者が自ら申請を行なって認められていた。もし、免租年期を経ても災害からの復旧が進んでいなければ、年期が延長されるなど、柔軟な対応がなされていたようである。そして、こうした荒地免租の記録をたどれば、過去に被災した履歴のある土地の位置と、免租期間から災害からの復旧期間を知ることが可能となると考える。では実際に、課税台帳である土地台帳における荒地免租の記載例を検討してみたい。本稿では、水害の事例（昭和10（1935）年の京都市水害時）、ならびに震災と津波（昭和8（1933）年の三陸津波）の事例を取り上げる。

Ⅲ. 土地台帳における荒地免租の事例

1 昭和10（1935）年の京都市水害での場合

土地台帳に実際にどのように荒地免租が記述されるのか。まず、昭和10（1935）年の京都市水害の場合を述べたい。先述したように、筆者は以前に左京区大原上野町の土地台帳を検討したことがある¹⁵⁾。本稿では、京都市右京区山ノ内西八反田町の事例を取り上げる。この水害により、京都市内では、市北部を流れる高野川、市内を流れる鴨川をはじめ高瀬川、堀川、天神川などの各河川が溢流氾濫し、高野川上流、上賀茂・下賀茂一帯、中京区・下京区の河岸一帯で浸水したとされる¹⁶⁾。山ノ内西八反田町は、現在の京福電鉄嵐山線の嵐電天神川駅と山ノ内駅間の北側、右京区役所の東側に位置し、昭和10年の水害で浸水の記録がある地域のひとつである。当該地域の北方の花園駅付近では、一時2.4mの浸水があったとされる。

山ノ内西八反田町では、昭和10年の水害によって7筆の土地が荒地免租の対象となっていた。いずれも、「昭和十年九月二十五日荒地成昭和十一年迄荒地免租年期」と記され、具体的な被災内容は記述されておらず、免租の期間は1年間であった。

さらに、それらの土地の沿革を見ると、ほとんどの土地が明治期あるいは大正期にも荒地免租の対象となっていた。ある土地では、「明治四十四年十二月十一日許可四十四年中荒地免租年期」と明治44（1911）年のみ荒地免租の対象となり、明治45（1912）年5月に復旧、続いて「大正十四年八月荒地成大正十六年迄」と大正14（1925）～16（1927）年の3年間に荒地免租となり、

昭和3（1928）年12月に「年期明復旧」となっていた。そして昭和10年～昭和11（1936）年までの2年間、荒地免租の対象となっていたのである。この時の荒地免租については復旧年が記されていない。どの荒地免租にも被害内容は記述されていない。また、昭和10年以外の荒地免租がどのような災害によるものか、残念ながら把握できていない。

それらの荒地免租は、地租条例に基づくものと地租法に基づくものとなるが、両者の記述方法に大きな違いはなかった。ところで、昭和10年の荒地免租の場合、京都市内の他の地域では、被害内容として「土入」あるいは「川成」といった記述がみられたが、ここでは全く書かれていなかった。地租便覧には、「地券ニ何年川成或ハ何成ト記シ置ク」となっていたが、必ずしもそれに沿っていなかったようである。

2 昭和8（1933）年の三陸大津波の場合

昭和8（1933）年に発生した三陸津波により、三陸沿岸は甚大な被害を受けた。その津波被害の概要は次の通りである。昭和8（1933）年3月3日午前2時半過ぎ、三陸沿岸でマグニチュード8.1の強い地震が発生した。三陸沿岸では震度5を観測し、地震そのものによる被害は小さかったとされるが、その後襲来した津波によって甚大な被害を受けた¹⁷⁾。

この津波により最も甚大な被害を受けたとされている地域の一つが、本稿で取り上げる岩手県宮古市田老（当時は岩手県田老村）である。田老における津波の最大波高は10mに及んだとされる。死者・行方不明者は901人、当時の村の人口が2,773人であったことから、人口の約32%が亡くなったことになる。罹災戸数は505戸であった¹⁸⁾。

田老の市街地とその周辺（小字荒谷、向山、野原、館が森、川向、小林、小田代、田中）における土地台帳の記載内容を確認したところ、一部の土地において「昭和八年八月二十九日許可昭和八年ヨリ昭和十二年迄震災免租年期」と記されていた。許可された年が昭和8年であること、何より「震災免租年期」と示されていることから、昭和8年の津波災害によるものといえる。

免租年期が開始された年は共通であったが、免租の期間は4年の場合が多く、その他、2年と10年とがあった。その期間は、資料4の地租法第五十五条で定められた内容に準じ、被害の程度を加味しつつ設定されたと考えられる。一部の土地に関しては「昭和十二年免租年期

満了」あるいは、「昭和十八年免租年期満了」という記述があった。

興味深いことに、田老においても、昭和8年以外に荒地免租となった経緯のある土地があった。一つの例を挙げると、「明治二十九年ヨリ明治四十三年迄荒地免租」、「明治四十一年ヨリ明治四十五年迄荒地免租 石砂入」、そして「昭和八年八月二十九日許可昭和八年ヨリ昭和十二年迄震災免租年期」という記載がみられた。すなわち、津波災害以外にも度々自然災害の被害を受けてきたと推察される。そして、明治末期の荒地免租には、「石砂入」と被害の記述があった。個々の荒地免租がどのような災害によるものなのか、他の行政資料などから確認する必要がある。

以上のように、地租条例や地租法で定められた荒地免租が、災害時には実際に適応されていたことを土地台帳から読み取ることができた。本稿で取り上げた土地台帳における荒地免租の記載方法は、ほとんどの場合で「荒地免租年期」とだけ記されていた。その他、被害内容の有無や、免租年期満了の有無など、記述方法に若干の違いがみられた。そのなかで、昭和8年の地震と津波の被害では「震災免租年期」となっていた点が特徴的であった。また、本稿で着目した地域では、同じ土地で度々荒地免租の対象となっていたことが判明した。すなわち、過去に自然災害を幾度も経験していたことを意味すると考える。

IV. おわりに

本稿は、明治17年に公布された地租条例、並びにその運用方法を記した地租便覧、昭和8年に公布された地租法を取り上げ、それぞれの災害時の対応について述べた。続いて、それらが土地台帳上にどのように記されているのかを検討した。

地租条例や地租法には、自然災害で土地が著しく被害を受けた場合、一定の期間のみ地租が免除されるという規定が存在していた。これは、被災した土地所有者にしてみれば、ある程度の救済措置となったと考えられる。明治期の地租条例では、被害の程度によって免租の期間が詳細に設定され、復旧の程度に応じて年期の延長なども決められていた。地租法においても、免租期間の上限が定められつつ、災害前の状態に復旧したか否かで免租の延長が認められていたことがわかった。災害からの復

旧状況に、国はある程度臨機応変に対応していたと受け取れた。

次に、土地台帳において、免租年期が実際に施行されていたのかを確認したところ、水害あるいは震災で免租の対象となっていた。これまでのところ、免租年期の延長が認められた事例や、復旧が見込めず最終的に地目変更となった事例については目にしていない。そのなかで、同じ土地が度々荒地免租の対象となっていた場合がいくつか見られた。それらは、度重なる自然災害に対し、国が地租の免除という形で救済措置をとってきたことを示すものといえる。自然災害による被害への救済そのものを目的とした法律だけではなく、地租の免除という形でも災害に対応していたのである。

ただし、被災した土地の全てが免租の対象となったわけではなかったことは見逃せない。家屋や作物等に大きな被害を受けただけでは免租されなかった。住まいが破壊され、作物の収穫が無くても、地租の徴収で生活に大きな支障を来した者も多数存在したと推察される。実際、災害誌などでは浸水記録があるにも関わらず、土地台帳からは荒地免租の記述が認められない場合もかなり見られた。免租の申請は土地所有者が個人で行うものであったことから、その制度が認知されていなかったことも考えられよう。したがって、荒地免租のような国や行政による救済措置に加え、聞き取り調査や文書の記録などにより、近代の災害復旧の実態についても、明らかにしなければならないであろう¹⁹⁾。

また、荒地免租の対象となった災害が、地形が大きく変わるほどの被害であったのか否かを把握するため、災害誌や行政資料などの文書資料、土木工学的な知見にも注目する必要がある。そういった知見は、土地台帳で免租の記載があったものの、文書として残らなかった災害を確認する際にも有効となろう。これらの手順を踏むことで、土地一筆という詳細なレベルでの自然災害による被災地域の復原が可能となろう。今後の大きな課題である。

【付記】 本研究は、平成20年度科学研究費補助金(若手研究(B)「地籍図・土地台帳を用いた自然災害による被災空間の復原と復興過程に関する研究」：課題番号20720232)による成果の一部である。

- 第二十条 荒地ハ其被害ノ年ヨリ十年以内免租年期ヲ定メ年期明ニ至リ原地価ニ復ス
(改正 明治22年11月29日 法律第30号) 施行 同年12月1日
荒地ハ其被害ノ年ヨリ十年以内免租年期ヲ定メ年期明ニ至リ原地価ニ復ス
- 第二十一条 免租年期明ニ至リ其地ノ現況原地価ニ復シ難キモノハ十年以内七割以下ノ低価年期ヲ定メ年期明ニ至リ原地価ニ復ス
(改正 明治22年11月29日 法律第30号) 施行 同年12月1日
免租年期明ニ至リ其地ノ現況原地価ニ復シ難キモノハ十五年以内七割以下ノ低価年期ヲ定メ年期明ニ至リ原地価ニ復ス
- 第二十二条 低価年期明ニ至リ尚ホ原地価ニ復シ難キモノ及免租年期明ニ至リ原地目ニ復セス他ノ地目ニ変スルモノハ其地ノ現況ニ依リ地価ヲ定ム
(改正 明治22年11月29日 法律第30号) 施行 同年12月1日
低価年期明ニ至リ尚ホ原地価ニ復シ難キモノ及ヒ免租年期明ニ至リ原地目ニ復セス他ノ地目ニ変スルモノハ其地ノ現況ニ依リ地価ヲ定ム
(改正 明治43年3月24日 法律第2号) 施行 明治44年1月1日
低価年期明ニ至リ尚ホ原地価ニ復シ難キモノ及ヒ免租年期明ニ至リ原地目ニ復セス他ノ地目ニ変スルモノハ地価ヲ修正ス
- 第二十三条 免租年期明ニ至リ尚ホ荒地ノ形状ヲ存スルモノハ更二十年以内免租繼年期ヲ定ム其年期明ニ至リ原地価ニ復シ難キモノハ第二十一条第二十二条ニ依リ処分ス
(改正 明治22年11月29日 法律第30号) 施行 同年12月1日
「十年以内」ヲ「十五年以内」ニ改ム
- 第二十四条 川成海成湖水成ニシテ免租年期明ニ至リ原形ニ復シ難キモノハ更二十年以内免租繼年期ヲ許可ス其年期明ニ至リ尚ホ原地目ニ復セス他ノ地目ニ変セサルモノハ川、海、湖ニ帰スルモノトシ其地券ヲ還納セシム
(改正 明治22年11月29日 法律第30号) 施行 同年12月1日
川成、海成、湖水成ニシテ免租年期明ニ至リ原形ニ復シ難キモノハ更二十年以内免租繼年期ヲ許可ス其年期明ニ至リ尚ホ原地目ニ復セス他ノ地目ニ変セサルモノハ川、海、湖ニ帰スルモノトス
(新設 明治43年3月24日 法律第2号) 施行 明治44年1月1日
第二十四条ノ二 収税官吏ハ土地ノ検査ヲ為シ又ハ納税義務者若クハ所有者ニ対シ必要ノ事項ヲ尋問スルコトヲ得

資料1 地租条例における荒地免租に関する部分
(友次英樹『増補版 土地台帳の沿革と読み方』、266～267頁より)

- 第一 川欠、川成、海成、湖水成等ノ如キ復旧ニ至難ナル土地ニ対シテ付スルモノヲ長年期トス
(十年以下七年以上)
- 第二 池成押堀等ノ如キ土地ニ対シテ付スルモノヲ中年期トス (六年以下四年以上)
- 第三 山崩石砂入作土流失等ノ如キ土地ニ対シテ付スルモノヲ短年期トス (三年以下一年以上)
- 第四 前一二三項ニ於テ年期査案ノ要領ヲ示スト雖トモ尚精密ニ被害ノ深淺ヲ考量シテ彼此不権衡ナク実地適当ノ年期ヲ付スヘキモノトス

資料2 地租便覧における免租の年期期間に関する定め
(『地租便覧』農林省農地課、73～74頁より)

- 一 宅地ニシテ家屋ヲ流失シ又ハ破壊シタルモ地形ヲ変セサルモノ
- 一 浸水数十日ニシテ作物ハ悉皆腐敗シ工作等モ難仕付地ト雖トモ地形ヲ変セサルモノ
- 一 検査以前既ニ起返作物ヲ仕付荒地ノ形状ヲ知ル能ハサルモノ
- 一 洪水ノ為田方養水路ヲ破壊シ作物ノ枯死シタルカ為メ畑作ヲ為シタルモノ

資料3 地租便覧で示された荒地免租の対象とならない場合
(『地租便覧』農林省農地課、72頁より)

第五節 荒地免租

- 第五十四条 本法ニ於テ荒地ト称スルハ災害ニ因リ地形ヲ変ジ又ハ作土ヲ損傷シタル土地ヲ謂フ
- 第五十五条 荒地ニ付テハ納税者ノ申請ニ依リ荒地ト為リタル年及其ノ翌年ヨリ十五年内ノ荒地免租年期ヲ許可ス
前項ノ年期満了スルモ尚荒地ノ形状ヲ存スルモノニ付テハ更ニ十五年内ノ年期延長ヲ許可スルコトヲ得
海、湖又ハ河川ノ状況ト為リタル荒地ニ付テハ前項ノ延長年期ハ二十年内トス、其ノ年期満了スルモ尚海、湖又ハ河川ノ状況ニ存スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ海、湖又ハ河川ト為リタルモノト看做ス
- 第五十六条 前条ノ規定ニ依リ荒地免租年期ノ許可ヲ受ケントスル者ハ稅務署長ニ申請スベシ
荒地免租年期延長許可ヲ受ケントスル者ハ年期満了スル年ノ六月三十日迄ニ稅務署長ニ申請スベシ
- 第五十七条 荒地免租年期地ニ付テハ免租年期許可申請アリタル後ニ開始スル納期ヨリ地租ヲ徴収セズ
- 第五十八条 荒地免租年期中土地ガ再び荒地ト為リ免租年期ノ許可ヲ受ケタルトキハ前ノ年期ハ消滅ス
- 第五十九条 開拓減租年期、埋立免租年期、開墾減租年期又ハ地目変換減租年期中ノ土地ニ付荒地免租年期ヲ許可シタルトキハ、其ノ許可ヲ為シタル年ヨリ荒地免租年期満了ニ至ル迄ハ開拓減租年期、埋立免租年期、開墾減租年期又ハ地目変換減租年期ハ其ノ進行ヲ止ム
前項ノ規定ハ他ノ法律ニ依リ一定ノ期間地租全部又ハ一部ヲ免除シタル土地ニ付荒地免租年期ヲ許可シタル場合ニ之ヲ準用ス
- 第六十条 荒地免租年期中ニ於テ地目変換、地類変換又ハ開墾ニ該当スル土地ノ異動アルモ地目変換、地類変換又ハ開墾ナキモノト看做ス、此ノ場合ニ於テハ免租年期満了スル年ニ於テ其ノ地目修正ス
- 第六十一条 荒地免租年期ニ付テハ納税義務者ハ年期満了スル年ノ六月三十日迄ニ二期満了申告書ヲ稅務署長ニ提出スベシ
- 第六十二条 荒地免租年期ニ付テハ其ノ年期ノ満了スル年ニ於テ其ノ賃貸価格ヲ設定ス
- 第六十三条 荒地免租年期満了ニ因リ賃貸価格設定スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ地積ヲ改測ス
- 第六十四条 荒地免租年期満了ニ因リ賃貸価格設定シタル土地ニ付テハ其ノ設定ヲ為シタル年ノ翌年分ヨリ地租ヲ徴収ス

資料4 地租法における荒地免租に関する部分

(『地租関係史料集 Ⅱ』税務大学校税務情報センター租税史料集、237～238頁より)

注

- 1) 北原糸子編『日本災害史』、吉川弘文館、2006、1～8頁。
- 2) 前掲1) 270～304頁。
- 3) 友次英樹『増補版 土地台帳の沿革と読み方』、日本加除出版、2007、120～124頁。
- 4) 桑原公德『歴史景観の復原—地籍図利用の歴史地理—』古今書院、1992、1～21頁。
- 5) 赤石直美「地籍図・土地台帳を用いた水害被災地の復原—京都市左京区大原上野を例に—」歴史都市防災論文集 Vol.1、2007、51～54頁。
- 6) 前掲3)
- 7) 前掲3) また、第一類地は、田畑、宅地、塩田、鉱泉地であり、第二類地は池、沼、山林、原野、雑種地とされる。
- 8) 大蔵省主税局編『地租便覧』(復刻版)、農林省農地局農地課、1950、68～78頁。
- 9) 前掲8) 70頁。
- 10) 前掲3) 121頁。
- 11) 前掲8) 70～72頁。
- 12) 前掲8) 73～74頁。
- 13) 前掲3) 3頁。
- 14) 税務大学校税務情報センター租税史料室『地租関係史料集Ⅱ～田畑地価調査から臨時宅地賃貸価格修正まで～』、税務大学校税務情報センター租税史料室、2007、228～245頁。
- 15) 前掲5)
- 16) 京都市役所「京都市水害誌」(近現代資料刊行会『京都市・府社会調査報告書〔Ⅱ〕40』、近現代資料刊行会、2002、所収)、1936、37～54頁。
- 17) 中央氣象臺編『昭和八年三月三日三陸沖強震及津波報告』、中央氣象台、1933、105～106頁。この時、岩手県綾里村(現：大船渡市綾里)では28mに及ぶ津波が観測された。当時の記録によると、この津波による岩手県・宮城県・青森県・北海道における死者は合計1,726人、同負傷者は1,152人、同行方不明者1,282人であった。実はその37年前、明治29(1896)年6月15日にも三陸沿岸は津波の被害を受けていた。ちなみに、明治29年の津波での最大波高は38.2mで、やはり岩手県綾里村で観測された。それは、本州における津波史上最大の高さとしてされている。この津波による死者は、岩手県・宮城県・青森県で21,909人、行方不明者の数ははっきりわかっていない。過去の津波被害の履歴を調べると、三陸沿岸は記録に残る限り幾度も津波の被害を受けている。それらの災害による被災については、様々な形で記録が残されている。
- 18) 田老町教育委員会編『田老町史 津波編』、田老町、2005、3頁。田老は、明治29年の災害時にも、約15mに及ぶ津波が押し寄せたとされ、大きな被害を受けている。
- 19) 筆者は、これまで近代における水田の詐害復旧について調査したことがある。赤石直美「近代における水田の災害復旧」、(学術フロンティア推進事業『文化遺産と芸術作品を自然災害から防御するための学理の構築』2007年度末報告書、2007、所収)、145～149頁。